

郵送用

記入例

戸籍事項証明等の請求書

請求書を記入した日付を記入

府中市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

請求者	住所	東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地の〇 〇〇マンション101		
	氏名	府中 花子	印	生年月日 明・天・昭・平・令・西暦 30 年 1 月 1 日
	メールアドレス	soumado01@city.fuchu.tokyo.jp		
	屋間の連絡先	(〇42)	364	— 4111
	筆頭者との関係	本人・夫・妻 子・孫・父母・祖父母・その他 () ※直系親族以外の方が請求する場合は委任状が必要です。ただし、相続人の確認など、使用目的によっては省略できる場合がありますので、請求理由欄に詳細を記入してください。内容によっては疎明資料（必要とする理由が客観的に分かる資料）の提出が必要です。		
請求理由		旅券の申請・相続・生命保険・私的年金・その他 (〇〇のため勤務先に提出)		
※本籍地以外に戸籍の届出をされた場合はその内容が戸籍に記載されるまでにおおむね3週間かかります。最近、届出をされた場合はその内容が記載された戸籍の証明を発行しますので、届出内容をご記入ください。				
届出の種類（例・出生届）： 届 氏名： 届出先： 役所 届出日：令和 年 月 日				
必要とする戸籍	本籍	東京都府中市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番地の 〇		
	筆頭者 ※戸籍のはじめに書かれている方（亡くなっている方の場合）	フリガナ フチュウ タロウ 氏名 府中 太郎 ※本籍地番及び筆頭者が一致しない場合、証明書の発行はできません。		
抄本・附票（一部）身分証明の請求の場合		必要とする人の氏名		

必要とする証明書（必要通数を記入してください）※手数料は市区町村によって異なることがあります。				
戸籍 謄本 / 抄本	450円／通	1	通	全部事項証明（戸籍謄本）：戸籍に記載されている方全員が記載された証明 個人事項証明（戸籍抄本）：戸籍に記載されている方のうち、一部の方が記載された証明 改製原戸籍：法律改正前の戸籍（平成12年7月1日以前） ※改製日より前に転籍や死亡などで除籍となっている方は改製原戸籍には記載されますが、戸籍謄本には記載されません。（筆頭者の場合は名前のみ記載されます）。 除籍：死亡や転籍等により全員が除籍になった戸籍 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号：行政機関による戸籍（除籍）電子証明書の確認を可能とする符号（16桁の数字） ※行政機関に符号を提示することで、手続きに戸籍証明書等の添付が不要となる場合があります。戸籍証明書等の添付が不要となるかは手続きにより異なりますので、手続先にお問い合わせのうえ、ご請求ください。 戸籍の附票：戸籍上記録している住所の異動履歴 ※戸籍をおいている期間しか載りません。例えば、婚姻して戸籍を新たに編製した場合、新しい戸籍には、過去の住所の履歴は転記されません。
改製原戸籍 謄本 / 抄本	750円／通		通	
除籍 謄本 / 抄本	750円／通		通	
戸籍電子証明書提供用識別符号	400円／通		通	
除籍電子証明書提供用識別符号	700円／通		通	
（ 届 ）受理証明	350円／通		通	
身分証明書	400円／通		通	
その他（ ）	円／通		通	※受理証明書は届出人のみ請求可能です。それ以外の方は委任状が必要です。 ※身分証明書を本人以外の方が請求する場合は、直系親族であっても委任状が必要です。 ※申出のない限り、戸籍の附票には本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録情報は記載されません。
戸籍の附票 ※2通以上となる場合もあります。	全員分・ 一部 （氏名の分）	本籍・筆頭者を記載（する）・（しない）	400円／通	1 通
必要な住所 「東京都府中市〇〇町」から「東京都××市××町」まで				

相続手続きで必要とされる方へ どのような証明が必要ですか？わかる範囲でご記入ください。

亡くなった方（被相続人）の氏名（	）	亡くなられた日（	年	月	日）		
請求者から見て亡くなった方との続柄（例：父					）		
☐ 氏名（		）の死亡が確認できる戸籍			（	）通	
☐ 氏名（		）の	☐ 出生・ ☐ 婚姻～死亡	までつながる戸籍		各（	）通
☐ 氏名（		）と氏名（		）が一緒に記載されている戸籍		（	）通
☐ 亡くなった方の相続人として	氏名（		）が記載されている戸籍		（	）通	
☐ その他（					）	（	）通

府中市手数料条例による「無料」申告欄 ※全ての欄に記入されていない場合は、無料の扱いになりません

①	請求理由	公的年金の請求・手当の請求・給付金の請求・死亡の届出・その他（			）
②	具体的な手続きの名称	〇〇年金の受給申請、〇〇手当の申請、〇〇の死亡届など			
③	手続き先	〇〇年金事務所、〇〇市役所など	④	裏面の法律の名称番号	番

【↓裏面に続く】

★戸籍を無料で証明することができる法令一覧表（府中市手数料条例第5条）

法律の名称（無料扱いを条例に定めるところによる特別法）			
1	国民年金法	18	雇用保険法
2	厚生年金保険法	19	船員保険法
3	国家公務員共済組合法	20	中小企業退職金共済法
4	私立学校教職員共済法	21	小規模企業共済法
5	地方公務員等共済組合法	22	労働者災害補償保険法
6	農林漁業団体職員共済組合法	23	国家公務員災害補償法
7	社会福祉施設職員等退職手当共済法	24	地方公務員災害補償法
8	独立行政法人農業者年金基金法	25	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
9	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	26	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律
10	高齢者の医療の確保に関する法律	27	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
11	児童扶養手当法	28	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
12	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	29	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法
13	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	30	国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律
14	公害健康被害の補償等に関する法律	31	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律
15	石綿による健康被害の救済に関する法律	32	特定石綿被害建設業務労働者に対する給付金等の支給に関する法律
16	国民健康保険法	33	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律
17	健康保険法	【令和7年3月現在】	

法律の名称（無料扱いを直接に規定する特別法）			
I	労働基準法 ※本人の本籍、氏名、生年月日に限る記載事項の証明	IV	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
II	船員法	V	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
III	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法	VI	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律

※上記の法律に基づく手続きのために「戸籍謄本」等が必要な場合は、請求者の申出により手数料が無料となります。

（例：国民年金の裁定請求や年金受給者の死亡届、児童扶養手当、各種給付金の申請）

※無料で交付する「戸籍謄本」等には、その旨の表示をしますので、請求理由以外には使用できません。

※手数料の扱いは、市区町村によって異なりますので、本籍地の役所にご確認ください。

-----【郵送による戸籍事項証明等の請求方法について】-----

- 本籍地（戸籍のある市区町村）に直接請求してください。
- 送付いただくもの
 - 1 戸籍事項証明等の請求書「郵送用」
この請求書に必要事項を記入してください。
 - 2 返信用封筒
発送する際にラベルを貼るため、角2封筒サイズの封筒をご用意ください。
※送付先は原則としてお住まいの国になります。また、宛名を請求者以外にすることはできません。
 - 3 手数料
証明書手数料と返信用の国際郵便料を併せて日本円の現金をご用意ください。
※収入印紙や切手、海外の現金は受け付けておりません。
※国際スピード便（EMS）や国際書留を希望される場合は、請求書の余白等にご希望の返信方法をご記入ください。
※送付していただいた料金と手数料に差額がある場合は、日本の切手でお返しします。
 - 4 本人確認資料のコピー
顔写真のついた送付先住所がわかる身分証明書のコピー（国際運転免許証、在留資格証明書、大使館等で発行している住所証明等）
※送付先住所が記載されている身分証明書がお手元がない場合、免許証のコピーに加え公共料金の領収書等、その住所にお住まいであることが証明できるものを同封してください。
※キャッシュカードや保険証等、顔写真がついていないもの場合は、2点必要となります。
※パスポートは本人確認書類に該当しません。
 - 5 その他
請求内容によっては疎明資料（直系親族であることが分かる資料、その方からの委任状、その方の証明書を必要とする発生原因・理由等が客観的に分かる資料等）の提出が必要になります。※資料が不足している場合は、追加でお送りいただくまで発行できません。
- 請求先
〒183-8703 ※郵便番号は府中市役所専用番号のため、住所の記載は省略できます。
（東京都府中市宮西町2-24）府中市役所総合窓口課 宛て
- 問合せ
電話 042-335-4000（直通）

☆記入する際は、鉛筆や消せるボールペン等の消えやすい筆記具は使用しないでください。

☆プライバシーの侵害につながる不当な請求には応じられません。

☆偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、法律により罰せられます（戸籍法第133条）。